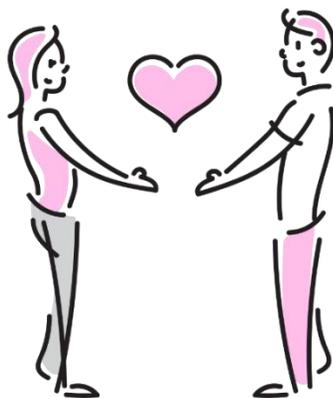


# 南山城村での結婚新生活を応援します！



## 令和7年度南山城村結婚新生活支援事業費補助金

### \* 補助対象者

- ・ 令和7年度中に婚姻した新婚世帯
- ・ 一方又は双方が村に住所を有する満39歳以下の新婚世帯
- ・ 世帯合計所得が500万円未満（貸与型奨学金返済額除く）
- ・ 他市町村より同様の補助を受けていない世帯
- ・ 村への納付金および府税に滞納がない世帯
- ・ 暴力団等に該当しない世帯

### \* 補助金額

- ★申請日に夫婦ともに満39歳以下であれば30万円の上限
- ★申請日に夫婦ともに満29歳以下であれば60万円の上限

### \* 対象経費（令和7年度中に発生した経費に限る）

令和7年度中に発生した住居費と引越費用を合算した金額

#### ※住居費

婚姻を機に村で物件を購入・賃借した費用およびリフォーム費用のうち、購入費、賃料、共益費、仲介手数料、リフォーム費用  
（※公的補助・住宅手当を受給している場合は手当額を除いた額）

#### ※引越費用

令和7年度の婚姻を機に令和7年度中に村内へ引越しする費用のうち、引越業者・運送業者へ支払った費用

→詳しくは、要綱をご覧ください。